

議案第 7 3 号

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正について

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和 5 4 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が 1 級に該当するもの第 2 条の 2 中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「第 2 6 条の 2 第 1 号」の次に「若しくは第 2 号」を加え、同条第 2 号中「受けている者」の次に「（前条第 1 号に該当し、かつ、同条第 2 号又は第 4 号に該当する 2 0 歳未満の者で、規則で定める状態にあると市長が認めたものを除く。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(4) 6 5 歳以上の者（6 5 歳に達する日の前日又は平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日から継続して、手当（他の市町村（特別区を含む。）において支給されたこの条例に基づく手当と同種の手当を含む。）を受給

していた者又は前3号に掲げる者のいずれかに該当することにより
手当を受給していなかった者であって65歳に達した日若しくは平
成22年1月1日以後において当該者に該当しなくなったものその
他これらに類する者であると市長が認めた者を除く。)

第3条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第4条第1項中「各号の一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。